

「学校いじめ防止基本方針」＜芦安小中学校＞

令和 7 年 4 月

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうることであり、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めていく。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく必要がある。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

（１） いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 2 条）

（２） いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解し適切に取り組むことが必要である。

- ① いじめは、人間として決して許されない行為である。
いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ② いじめは、どの児童生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- ③ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、様々な態様がある。
- ⑤ いじめは、いじめを受ける側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑨ いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の会を設置し、教職員および関係団体等のメンバー全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

(1) いじめ対応連絡会

① 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等

② 役割

いじめの未然防止、早期発見、迅速対応の中心的役割を担う。

定例会は、年度始めおよび各学期に1～2回を目安に開催する。必要に応じ個々の事案のケース会議を開催する。

児童生徒に対する日常の観察やアンケートの収集等で、いじめの芽となる事案や状況について把握すると共に、いじめの認知と対応を行う。

いじめ事案が認知された場合、校長の判断のもと、速やかに連絡会を開き、対応に当たる。その際、いじめを受けた側、いじめを行った側、双方に適切な指導・助言等を行う。

(2) いじめ重大事態対策協議会

認知されたいじめ事案が「いじめ防止対策推進法28条」の「重大事態」に該当するか、あるいは「重大事態」に該当することが懸念される場合、校長は市教委と緊密に連携しつつ、「いじめ重大事態対策協議会」を速やかに設置し、実態の把握と指導方針・内容等を協議・決定し、事案に対処する。

① 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等
事案の内容に応じて、以下の関係機関からも協議会に招聘し、対応に当たる。

(スクールソーシャルワーカー、主任児童委員、民生児童委員、警察、PTA 役員、学校運営協議会代表者、市教委指導監 等)

② 役割

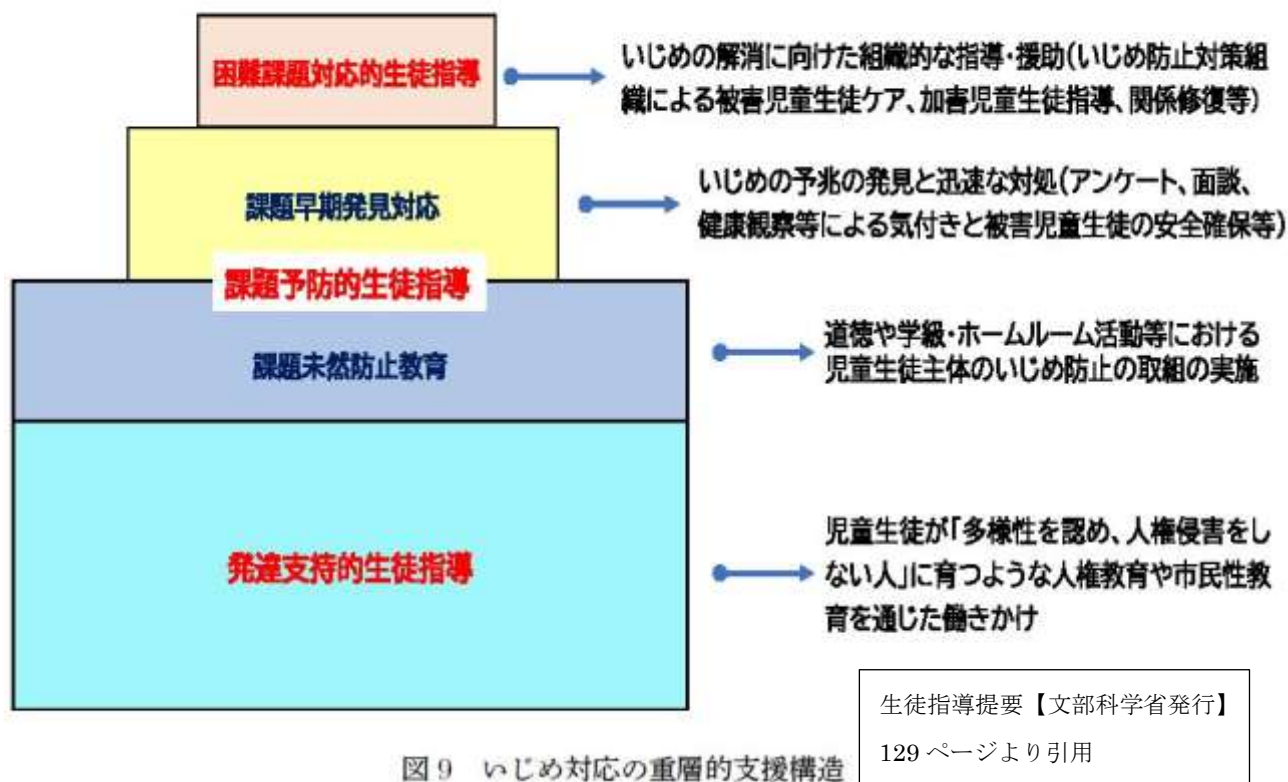
重大事態につながるいじめ事案の早期実態把握、および対応の中心的役割を担う。

市教委と協議の上、事案が「重大事態」にあたるか否かを判断すると共に、いじめを受けた側の安全確保を最優先することに努めると共に、いじめ防止対策推進法に則り、いじめを行った側の当人や保護者に指導・助言を行う。

3 未然防止の取組

令和4年に示された文部科学省の「生徒指導提要」にも示されているとおり、いじめ問題において、「いじめをしない・生まない・許さない学級・学校づくり」に取り組み、未然防止に努めることが重要である。

未然防止の基本は、自己有用感や自己肯定感を育みながら、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、児童生徒が、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。



上記の構造をふまえつつ、すべての児童生徒が自己の居場所と活躍できる場面をつくり出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」に取り組むとともに「人権教育」や「市民性教育」を通じた発達支持的生徒指導を行う中で、トラブルが発生しても、いじめへと発展させずに未然防止できると考える。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに教育活動を進め、すべての児童生徒に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していく。

また、家庭・地域への啓発を通じ、スマートフォンや1人1台端末等を利用したインターネットやSNS等におけるいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止にも取り組んでいく。

4 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童生徒たちの些細な言動などから、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取る感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

日頃から、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう児童生徒をよく観察し、他の教職員とも情報交換をするなどアンテナを高く保つようにする。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。スクールカウンセラーを活用した教育相談については、児童生徒・保護者に周知する。

また、児童生徒に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。

【早期発見のための手立て】

- | | |
|----------------|---------------|
| ①アンケート調査 | ②学習ノート、生活ノート |
| ③POEM 検査の実施と考察 | ④個人面談（児童生徒対象） |

- ⑤個別懇談（保護者対象）
- ⑥日々の（健康）観察
- ⑦保健室・図書室での様子
- ⑧本人からの相談
- ⑨周りの友達からの相談
- ⑩保護者からの相談
- ⑪地域の方からの情報

5 いじめへの対処

（１）基本的な考え方

いじめを発見し、又は相談・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておき、組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すことが求められる。

いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、児童生徒間のトラブルの際には、双方から丁寧に聞き取りを行い、双方のよりよい成長・発達のために指導や助言等を行う。また、双方の保護者に対しても、そうした対応への理解と協力をお願いする。

（２）深刻ないじめの発見・通報を受けた時の対応 ← 重大事態の「疑い」が生じた際の対処

深刻ないじめが発生した場合、校長は市教委と連携しつつ「いじめ重大事態対策協議会（以下、対策協議会）」を設け、速やかに実態を把握する。当該のいじめが「重大事態」にあたるかどうかは「対策協議会」および市教委が判断し、当該のいじめが「重大事態」と判断された場合は、学校は市教委からの指示に従って必要な対応を行う。

（３）いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめを受けた児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以降の対応を行っていく。

（４）いじめを行った児童生徒への指導またはその保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。たとはいじめを止めることができなくても、だれかに知らせる勇気をもつように伝える。また、はやし立てるなど同調してい

た児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。また、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(6) スマートフォンや1人1台端末等を利用したインターネットやSNS等におけるいじめへの対応

インターネットやSNS上のいじめは匿名性が高く、ひとつの行為がいじめの被害にとどまらず、学校・家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して対策を検討する。併せて、SNSを介した誹謗中傷や仲間外し等のいじめについては、放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、適切かつ迅速な対処が行えるよう、警察を始めとする関係機関等との連携を深めるなど、体制を整備する。また、教職員に対しても、情報モラル教育に関する研修を実施するなどして、指導力の向上を図る。

(7) いじめ解消の判断基準

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること（目安として3カ月間）

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

「いじめが解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(8) 調査を要する重大事態の例

- ① 生命、身体または財産に重大な被害が生じた場合
- ② 児童が自殺を企てた場合
- ③ 身体に重大な傷害を負った場合
- ④ 金品等に重大な被害を被った場合
- ⑤ 精神性疾患を発症した場合
- ⑥ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

なお、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も設置者又は学校の判断で重大事態ととらえる。

- ⑦ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(9) 警察との連携

- ① 学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておくことが重要である。
- ② いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

【警察に相談・通報すべきいじめの事例】

○暴行（刑法第208条）

- ・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
- ・無理やりズボンを脱がす。

○傷害（刑法第204条）

- ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。

○強制わいせつ（刑法第176条）

- ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。

○恐喝（刑法第249条）

- ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

○窃盗（刑法第235条）

- ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。・財布から現金を盗む。

○器物損壊等（刑法第261条）

- ・自転車を壊す。・制服をカッターで切り裂く。

○強要（刑法第223条）

- ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。

○脅迫（刑法第222条）

- ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

○名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条）

- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

○自殺関与（刑法第202条）

- ・同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。

○児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）

- ・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
- ・同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。
- ・同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。
- ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。

○私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）

- ・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

- ③ いじめを受けた児童生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどの事案等に対しては、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえ、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。
- ④ 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案において学校が警察に相談・通報を行うことは法令上求められており、こうした事案について警察への相談・通報を行ったことは、学校として適切な対応を行っているとして評価されるものである。
- ⑤ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。
- ⑥ 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校警察連絡員等）に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有する。
- ⑦ 学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行わなければならない。

6 その他の留意事項

（１）組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。また、複数の教職員が個別に認知した情報や、進学や転校・転学の際に学校間で収集した情報を個別の児童生徒ごとなどに記録し、情報の集約と共有化を図る。

（２）校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

（３）校務の効率化

児童生徒と向き合う時間の確保

（４）学校評価

体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続することが大切である。

（５）地域や家庭との連携について

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

7 いじめ防止指導計画の作成

※年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ 対応連絡会				教員研修	いじめ 対応連絡会
	児童生徒情報の共有 事案発生時に緊急対応会議の開催					
防止対策	学級づくり，人間関係づくり					
	保護者会等 で啓発			ネット 防犯教室		
早期発見	POEMの実施と結果の考察		いじめ アンケート (小・中)	個別懇談 三者懇談 学校評価		
	教育相談機関					

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議		いじめ 対応連絡会				いじめ 対応連絡会
	児童生徒情報の共有 事案発生時に緊急対応会議の開催					
防止対策	学級づくり，人間関係づくり					
	人権教室				学級懇談	
早期発見	いじめ アンケート (小・中)		個別懇談 三者懇談 いじめ アンケート (中)	学校評価	いじめ アンケート (小・中)	
	教育相談機関					